

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
全曜日発行  
(週日が休日に違  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定
- 生活保護法による指定医療機関の休止
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 生活保護法による医療機関の指定
- 保険薬剤師の登録
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と  
なる旨の申出の受理
- 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるも  
の
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 肥料の登録
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 土地改良区の解散
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定(四件)

## 規 則

土地改良事業の認可  
基本測量の実施  
開発行為に関する工事の完了

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第六十八号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号)の  
一部を次のように改正する。

#### 第二十六条の表中

いわな及びやまめ	九月一日から三月三十一日まで
かわます及びにじます	十月一日から二月末日まで

を  
いわな、やまめ、かわ  
ます及びにじます  
十月一日から翌年二月末日まで  
に改める。

第三十一条の表漁具又は漁法の種類の欄中、「わかさぎ、」を削る。  
附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第八百四十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤 務 先 又 は 居 住 地
整形外科	金 谷 拓 郎	岩美郡岩美町大字浦富六五二 岩美町国民健康保険岩美病院
内 科	岸 田 剛 一	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院
内 科	田 中 亮 太 郎	〃
内 科	岡 本 公 男	〃

内 科	佐々木 清博	〃
内 科	植 木 寿 一	〃
外 科	森 尾 哲	〃

鳥取県告示第八百四十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
江尾診療所	日野郡江府町江尾一九四四番地	昭和五十二年九月十七日

鳥取県告示第八百四十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
野坂齒科医院	日野郡溝口町溝口二二三番地	昭和五十二年九月十五日

鳥取県告示第八百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野坂齒科医院	米子市福市一七二五番地一	昭和五十二年九月十六日

鳥取県告示第八百四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
谷 本 定 雄	鳥粟第三五七号	昭和五十二年十月三日
田 中 淑 子	鳥粟第三五八号	昭和五十二年十月十一日

鳥取県告示第八百四十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
国立鳥取療養所	鳥取市三津八七六	全国	昭和五十二年十月十五日

鳥取県告示第八百四十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により、同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の

規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
谷本 定雄	鳥国薬第三五七号	昭和五十二年十月三日
田中 淑子	鳥国薬第三五八号	昭和五十二年十月十一日

鳥取県告示第八百四十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名称	所在地
昭和二十五年十月十五日	循環器クリニック 花園内科医院	米子市東福原五八〇の一

鳥取県告示第八百五十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、

次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第四三二号	四・〇かにかがら 粉末あし	りん酸全量 六・〇	境港市昭和町七番地 株式会社 上野 代表取締役 上野 等
鳥取県 第四三三号	五・〇かにかがら 粉末こうら	窒素全量 四・〇 りん酸全量 五・〇	境港市佐斐神町 二八番地二 有限会社 宝水産 代表取締役 村上 虔
鳥取県 第四三四号	四・〇かにかがら 粉末	りん酸全量 六・〇	同上
鳥取県 第四三五号	郡家町 梨複合肥料二号	窒素全量 八・〇 アンモニウム性窒素 四・七 りん酸全量 五・〇 可溶性りん酸 三・三 うち 水溶性りん酸 二・五 加里全量 七・〇 うち 水溶性加里 六・五	八頭郡郡家町大字宮谷 二〇〇の一 番地 郡家町農業協同組合 組合長理事 平木 正男

鳥取県 第四三六号	赤碕町 梨複合肥料一号	窒素全量 六・〇 うち アンモニア性窒素二・〇 りん酸全量 七・〇 加里全量 三・〇 うち 水溶性加里 二・六	東伯郡赤碕町赤碕 一九九七の一番地 赤碕町農業協同組合 組合長理事 森山 忠久
鳥取県 第四三七号	ぶどう複合肥料窒素全量 七・七五号	窒素全量 七・〇 うち アンモニア性窒素三・一 りん酸全量 七・〇 可溶性りん酸 三・一 うち 水溶性りん酸 二・五 加里全量 五・〇 うち 水溶性加里 五・〇	東伯郡北条町江北 七九二番地 中北条農業協同組合 組合長理事 生田 年
鳥取県 第四三八号	ぶどう複合肥料窒素全量 五・八六号	窒素全量 五・〇 りん酸全量 八・〇 可溶性りん酸 一・八 うち 水溶性りん酸 一・六 加里全量 六・〇 うち 水溶性加里 六・〇	東伯郡北条町弓原 三三四番地 北条町農業協同組合 組合長理事 吉田 直人

鳥取県告示第八百五十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第四一七号	四・〇かにがら窒素全量 粉末二号	四・〇 りん酸全量 二・〇	境港市大正町 一一六の四番地 株式会社 小林商店 代表取締役 小林 嘉久
鳥取県 第三九六号	東伯梨複合肥料窒素全量 一号	一〇・〇 アンモニア性窒素七・〇 りん酸全量 八・〇 可溶性りん酸 六・〇 うち 水溶性りん酸 四・八 加里全量 七・〇 うち 水溶性加里 七・〇	東伯郡東伯町徳万 五五八の一番地 東伯町農業協同組合 組合長理事 中本 基

鳥取県 第四一九号	八東梨複合肥料窒素全量	うち アンモニア性窒素四・九 りん酸全量 五・〇 可溶性りん酸 三・五 水溶性りん酸 三・一 加里全量 七・〇 水溶性加里 六・六	八頭郡八東町大字才代 一五七の一番地 八東町農業協同組合 組合長理事 倉見 誠一
鳥取県 第三九八号	混合石灰フミン マグカル	アルカリ分 五〇・〇 く溶性苦土 一〇・〇	鳥取市末広温泉町 七二四番地 鳥取県経済農業協同 組合連合会 会長 磯江義博
鳥取県 第三九七号 二号	東伯梨複合肥料窒素全量	うち アンモニア性窒素六・〇 りん酸全量 八・〇 可溶性りん酸 六・〇 水溶性りん酸 四・八 加里全量 七・〇 水溶性加里 七・〇	"

鳥取県告示第八百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

志津土地改良区

大灘土地改良区

米子市夜見土地改良区

下和田土地改良区

小町土地改良区

鳥取県告示第八百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十二年八月十九日付けで西伯郡中山町羽田井二〇五番地の二池信正美ほか十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（上中山地区開拓地整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良（上中山地区開拓地整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十四号

昭和五十二年七月二十五日付けで会見町から申請のあつた土地改良（五反田地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十五号

昭和五十二年九月十九日付けで名和町から申請のあつた土地改良（渡道地区開拓道路補修）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十六号

昭和五十二年八月十二日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（枋原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十七号

昭和五十二年八月十一日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（北村地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十八号

日南町から申請のあつた町営土地改良（神戸上地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百五十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（一等水準測量）

二 作業期間

昭和五十二年十月二十五日から同年十一月二十五日まで

三 作業地域



米子市、岸本町、溝口町、江府町及び日野町

鳥取県告示第八百六十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年五月三十一日 鳥取県指令受米土維第四百四十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市車尾字外記田及び字荒神前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原五五七番地一

米子住宅産業株式会社

代表取締役 宇山弘昭